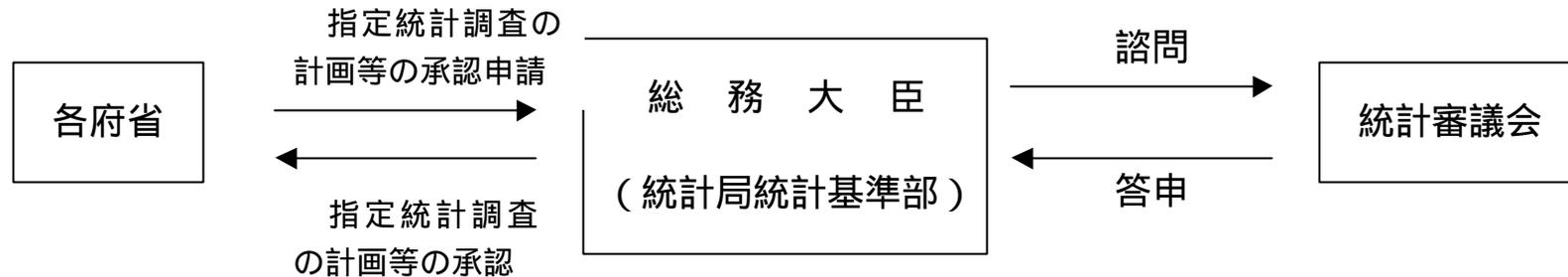


指定統計調査の計画に係る審査・承認について

社会経済の情勢を的確に把握し、統計の真実性の確保に資する等の観点から、政府が行う指定統計調査の計画等を総務省（統計局統計基準部）において、審査・承認を行っている。（統計法第7条）

その際、あらかじめ統計に関して専門性を有する第三者機関である統計審議会の意見を聴くことになっている。（統計法施行令第1条の3）



(参考条文)

○統計法(昭和二十二年三月二十六日法律第十八号)(抄)

(指定統計調査の承認及び実施)

第七条 指定統計調査を行おうとする場合には、調査実施者は、その調査に関し、次に掲げる事項について、あらかじめ総務大臣の承認を得なければならない。ただし、第十六条ただし書の規定による場合において、第三号の事項については、この限りでない。

一 目的、事項、範囲、期日及び方法

二 集計事項及び集計方法

三 結果の公表の方法及び期日

四 関係書類の保存期間及び保存責任者

五 経費の概算その他総務大臣が必要と認める事項

2~3 (略)

統計法施行令(昭和二十四年政令第百三十号)(抄)

(指定統計調査の承認)

第一条の三 総務大臣は、指定統計調査に関し、法第七条第一項又は第二項の規定による承認をしようとするとき、又は当該承認をしないこととするときは、あらかじめ、統計審議会の意見を聴かななければならない。ただし、統計審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。